



発行 東京都

目次

告示

- 特定計量器定期検査の実施……………
- 都市計画の変更(三件)……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課・都市基盤部街路計画課)……………
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等……………(環境局総務部環境政策課)……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………
- 保安林の指定施業要件の変更予定……………(産業労働局農林水産部森林課)……………

告示

●東京都告示第千四百八十四号
計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十七年十月二日

東京都計量検定所長 戸谷嘉孝

一 検査地域 千代田区、豊島区及び葛飾区
二 検査対象 非自動車はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二トンを超える非自動車はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 平成二十七年十一月二日から同年十二月二十二日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所
五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会
の名称

●東京都告示第千四百八十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画公園を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年十月二日

東京都知事 舛添要一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
東京都市計画公園

第九・六・一 削除する部分

号篠崎公園

江戸川区篠崎町五丁目及び篠崎町六丁目地内

二 関係図書の縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)

●東京都告示第千四百八十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により府中市計画公園及び小金井都市計画公園を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年十月二日

東京都知事 舛添要一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
府中市計画公園及び小金井都市計画公園
第七・五・一 変更する部分
号武蔵野公園

府中市多磨町二丁目及び多磨町三丁目各地内並びに小金井市前原町一丁目、前原町二丁目、中町一丁目、東町一丁目及び東町五丁目各地内

二 関係図書の縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)

●東京都告示第千四百八十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により青梅都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年十月二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
青梅都市計画道路

三・五・五号 追加する部分

新奥多摩街道

線 青梅市西分町三丁目及び勝沼一丁目各地内

削除する部分

青梅市勝沼一丁目地内

三・五・七号 追加する部分

東青梅駅前線

青梅市東青梅一丁目地内
変更する部分

青梅市東青梅一丁目及び勝沼一丁目各地内

二 関係図書の縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)

●東京都告示第千四百八十八号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第四十八条の規定に基づき、(仮称)大手町地区D-11街区計画について、環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)及びその概要の提出があり、同条例第四

十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定められたので、同条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年十月二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 事業段階関係地域の範囲

千代田区 大手町一丁目、大手町二丁目、丸の内一丁目、丸の内二丁目、皇居外苑、千代田、神田錦町一丁目、内神田一丁目、内神田二丁目、内神田三丁目、鍛冶町一丁目、鍛冶町二丁目、神田西福田町及び神田美倉町の区域

中央区

八重洲一丁目、八重洲二丁目、日本橋本石町一丁目、日本橋本石町二丁目、日本橋本石町三丁目、日本橋本石町四丁目、日本橋一丁目、日本橋二丁目、日本橋三丁目、京橋一丁目、京橋二丁目、日本橋兜町、日本橋室町一丁目、日本橋室町二丁目、日本橋室町三丁目、日本橋室町四丁目、日本橋本町一丁目、日本橋本町二丁目、日本橋本町三丁目、日本橋本町四丁目、日本橋小舟町及び日本橋小網町の区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

三菱地所株式会社

取締役社長 杉山 博孝

千代田区大手町一丁目六番一号

三 対象事業の名称及び種類

(仮称)大手町地区D-11街区計画

高層建築物の新築

四 対象事業の内容の概略

対象事業は、千代田区大手町二丁目に高層建築物の建

設にあわせて、都市基盤施設の更新・再構築及び地下歩行者ネットワークの整備を行うものであり、計画地は、東京都環境影響評価条例第四十条第四項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域(特定の地域)」に位置している。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境、景観及び史跡・文化財について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

(一) 期間

平成二十七年十月二日から同年十一月二日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 千代田区環境まちづくり部環境政策課

千代田区九段南一丁目二番一号

イ 中央区環境土木部環境政策課

中央区築地一丁目一番一号

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎八階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地）

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

平成二十七年十一月十七日

(四) 提出先

東京都環境局総務部環境政策課
郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

別記（原文のまま記載）

環境に及ぼす影響の評価の結論

本事業は、「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域(特定の地域)」における「高層建築物の新築」に該当するため、「東京都環境影響評価条例施行規則」(昭和56年 東京都規則第134号)第54条に定める環境影響評価の項目の中から、地域の概況及び対象事業における行為・要因を考慮し、選定した項目について現況調査を行い、対象事業の実施が環境に及ぼす影響について予測及び評価を行った。
環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(3)に示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
	<p>《工事の施行中》</p> <p>【建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.075ppmであり、環境基準(0.06ppm以下)を上回る。また、建設機械の稼働に伴う寄与率は46.7%である。 浮遊粒子状物質の年平均値の2%除外値は0.063mg/m³であり、環境基準(0.10mg/m³以下)以下である。また、建設機械の稼働による寄与率を少なくするため、可能な限り最新の排出ガス対策型建設機械を採用するように努めるとともに、建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働を図るよう努める。また、建設機械の待機時のアイドリングストップの励行、JISにあった燃料の使用を徹底する。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.048～0.049ppmであり、環境基準(0.06ppm以下)以下である。また、工事用車両の走行に伴う寄与率は0.1～0.6%である。 浮遊粒子状物質の年平均値の2%除外値は0.052mg/m³であり、環境基準(0.10mg/m³以下)以下である。また、工事用車両の走行に伴う寄与率は0.1%未満である。</p> <p>《工事の完了後》</p> <p>【関連車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.048～0.049ppmであり、環境基準(0.06ppm以下)以下である。また、関連車両の走行に伴う寄与率は0.1～0.7%である。 浮遊粒子状物質の年平均値の2%除外値は0.052mg/m³であり、環境基準(0.10mg/m³以下)以下である。また、関連車両の走行に伴う寄与率は0.1%未満である。</p> <p>【駐車場の供用に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.053ppmであり、環境基準(0.06ppm以下)以下である。また、駐車場の供用に伴う寄与率は17.0%である。 浮遊粒子状物質の年平均値の2%除外値は0.052mg/m³であり、環境基準(0.10mg/m³以下)以下である。また、駐車場の供用に伴う寄与率は0.1%未満である。</p> <p>【熱源施設の稼働に伴う二酸化窒素の大気中における濃度】 二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.049ppmであり、環境基準(0.06ppm以下)以下である。また、熱源施設の稼働に伴う寄与率は0.1%である。</p>
1. 大気汚染	

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結果

項目	評価の結果
2. 騒音・振動	<p>【工事の施行中】</p> <p>建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動)</p> <p>建設作業の騒音レベル(L_{eq})の敷地境界での予測結果は、解体工事で84dB、山留工事で75dB、杭・構真柱工事で71dB、土工事で76dBとなり、「騒音規制法」(昭和43年6月法律第98号)に基づく特定建設作業に係る騒音の規制基準(85dB)及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(以下「環境確保条例」という。)に基づく特定建設作業に係る騒音の勧告基準(80dBまたは85dB)以下である。</p> <p>建設作業の振動レベル(L_v)の敷地境界での予測結果は、解体工事で61dB、山留工事で69dB、杭・構真柱工事で66dB、土工事で66dBであり、「振動規制法」(昭和61年6月法律第64号)に基づく特定建設作業に係る振動の規制基準(75dB)及び「環境確保条例」に基づく特定建設作業に係る振動の勧告基準(75dBまたは70dB)以下である。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動】</p> <p>道路交通の騒音レベル(L_{eq})は昼間で66～73dBとなり、No.5及びNo.6以外は環境基準以下である。No.5では現況においても環境基準を上回っており、No.6では現況で環境基準の数値であり、工事施行中でおおむね上回るものの、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は1dB未満である。また、夜間では62～68dBとなりNo.4、No.6及びNo.8以外は環境基準以下である。No.6及びNo.8では現況において、No.4では工事用車両以外の将来基礎交通量で環境基準を上回り、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は昼間と同様の1dB未満である。</p> <p>なお、工事の施行中は、工事用車両に対して規制速度の遵守や過積載の防止を指導し、工事用車両の走行に伴う騒音の低減に努める。</p> <p>道路交通の振動レベル(L_v)は、昼間で34～43dB、夜間で33～42dBであり、「環境確保条例」に基づく日常生活等に適用する振動の規制基準以下である。工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は、昼間及び夜間ともに1dB未満である。</p> <p>《工事の完了後》</p> <p>計画建築物により、日影規制対象区域内には1時間以上の日影が生じないと予測されるため、「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」(昭和53年7月 東京都条例第63号)に定める日影規制を満足している。</p> <p>なお、今後の詳細設計で建物頂部の形状を検討する際、日影の影響の軽減についても配慮する。</p>
3. 日影	<p>《工事の完了後》</p> <p>地上デジタル放送の反射障害は生じないものの、遮へい障害は計画地から南西方向に生じると予測される。また、衛星放送の遮へい障害は、計画地から北東方向及び北北東方向に生じると予測される。</p> <p>CATVの活用など適切な措置を講ずるとともに、住民からの問い合わせに対する相談窓口の設置を検討する。</p>
4. 電波障害	<p>《工事の完了後》</p> <p>計画建築物の建設後の環境の変化は、現況に比べ、1領域増加した地点は29地点あり、2領域増加した地点は14地点あった。1領域増加した地点のうち、領域Aから領域Bに増加した地点が26地点、領域Bから領域Cに増加した地点が3地点、領域Cから領域Dに増加した地点はなかった。2領域増加した地点は、主に計画地南側の一般国道1号(永代通り)、計画地北側の特別区道千第104号(補助158号)の沿道において確認された。</p> <p>計画建築物の建設後には、建設前に比べて領域の変化はみられるが、すべて中高層市街地相当の環境である領域Cにおさまっており、計画地北側の常盤橋公園は低中層市街地相当の環境である領域Bにおさまっていることから、計画地及びその周辺の環境として許容される範囲にあるものと考ええる。</p>
5. 風環境	<p>《工事の完了後》</p> <p>計画建築物の建設後の環境の変化は、現況に比べ、1領域増加した地点は29地点あり、2領域増加した地点は14地点あった。1領域増加した地点のうち、領域Aから領域Bに増加した地点が26地点、領域Bから領域Cに増加した地点が3地点、領域Cから領域Dに増加した地点はなかった。2領域増加した地点は、主に計画地南側の一般国道1号(永代通り)、計画地北側の特別区道千第104号(補助158号)の沿道において確認された。</p> <p>計画建築物の建設後には、建設前に比べて領域の変化はみられるが、すべて中高層市街地相当の環境である領域Cにおさまっており、計画地北側の常盤橋公園は低中層市街地相当の環境である領域Bにおさまっていることから、計画地及びその周辺の環境として許容される範囲にあるものと考ええる。</p>

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結果

項目	評価の結果
6. 景観	<p>《工事の完了後》</p> <p>【主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】</p> <p>主要な景観の構成要素は、現況では計画地内は中高層の建築物、計画地周辺は高層建築物、高架道路・河川・緑地等であり、工事の完了後は、計画地内は高層建築物、計画地周辺は現況と同じである。そのため、主要な景観の構成要素は大きく変化しないと予測される。</p> <p>また、計画地内に大規模なオープンスペースを整備するとともに、外周沿道部分については、計画地周辺の街路樹との調和に配慮した植栽を行う。計画建築物は、都市景観の新たなシンボルとして、風格ある都市景観の形成に寄与するものと考ええる。</p> <p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】</p> <p>工事の完了後は、近景域では計画建築物が眺望を変化させる要素となるが、周辺開発事業の高層建築物とともに都市景観の新たなシンボルのひとつとして認識される。また、中景域及び遠景域では計画建築物は周辺の中高層建築物群が形成する都市景観の一部あるいは新たなシンボルとして認識され、眺望の大きな変化はなく、大手町・丸の内地区の風格ある都市景観の形成に寄与すると考える。</p> <p>【圧迫感の変化の程度】</p> <p>計画地近傍における工事の完了後の計画建築物の形態率は13.2～45.5%であり、現況(計画地内既存建築物)と比較して5.3～20.4ポイント増加するが、敷地外周部に高木を主体とした植栽を行うことや、建物の分断化などにより、圧迫感の軽減を図る。</p> <p>《工事の施行中》</p> <p>【計画地内の文化財の現状変更の程度又は周辺地域の文化財の損傷等の程度】</p> <p>計画地内及び近傍として、北側にある国指定文化財の「常盤橋門跡」、東側にある東京都指定文化財の「一石橋迷子しらせ石標」及び中央区登録文化財の「一石橋の親柱」に対して、本事業の実施により直接改変することはない。また、敷地境界上には仮囲いを設置するとともに、掘削にあたっては、事前にソイルセメント壁(SMW)を根切り底面より深い位置まで構築する。地下躯体工事では、必要に応じて先行床を構築後、逆打工法を採用し、剛性の高い地下の各階床を支持工として山留壁の変形を抑制する。</p> <p>地盤沈下の可能性については、第一帯水層(b、Yus)、第二帯水層(Tos)、第三帯水層(Tog、Ka)の地下水位が著しく低下することはない。</p> <p>なお、本事業の工事により「常盤橋門跡」、「一石橋迷子しらせ石標」及び「一石橋の親柱」の保存に影響を及ぼす行為をする場合には、「東京都文化財保護条例」(昭和51年3月 東京都条例第25号)、「中央区文化財保護条例」(昭和63年4月 中央区条例第29号)に基づき適切な対応を図る。</p> <p>したがって、本事業の実施により、計画地内及び近傍の文化財の保存及び管理に支障は生じないと考える。</p> <p>《工事の完了後》</p> <p>【文化財の周辺の環境の変化の程度】</p> <p>計画地内及び近傍として、北側にある国指定文化財の「常盤橋門跡」、東側にある東京都指定文化財の「一石橋迷子しらせ石標」及び中央区登録文化財の「一石橋の親柱」に対して、著しい影響を及ぼすことはない。</p> <p>したがって、本事業の実施により、計画地内及び近傍の文化財の保存及び管理に支障は生じないと考える。</p>
7. 史跡・文化財	<p>《工事の完了後》</p> <p>【文化財の周辺の環境の変化の程度】</p> <p>計画地内及び近傍として、北側にある国指定文化財の「常盤橋門跡」、東側にある東京都指定文化財の「一石橋迷子しらせ石標」及び中央区登録文化財の「一石橋の親柱」に対して、著しい影響を及ぼすことはない。</p> <p>したがって、本事業の実施により、計画地内及び近傍の文化財の保存及び管理に支障は生じないと考える。</p>

●東京都告示第千四百八十九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第千四百九十七号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

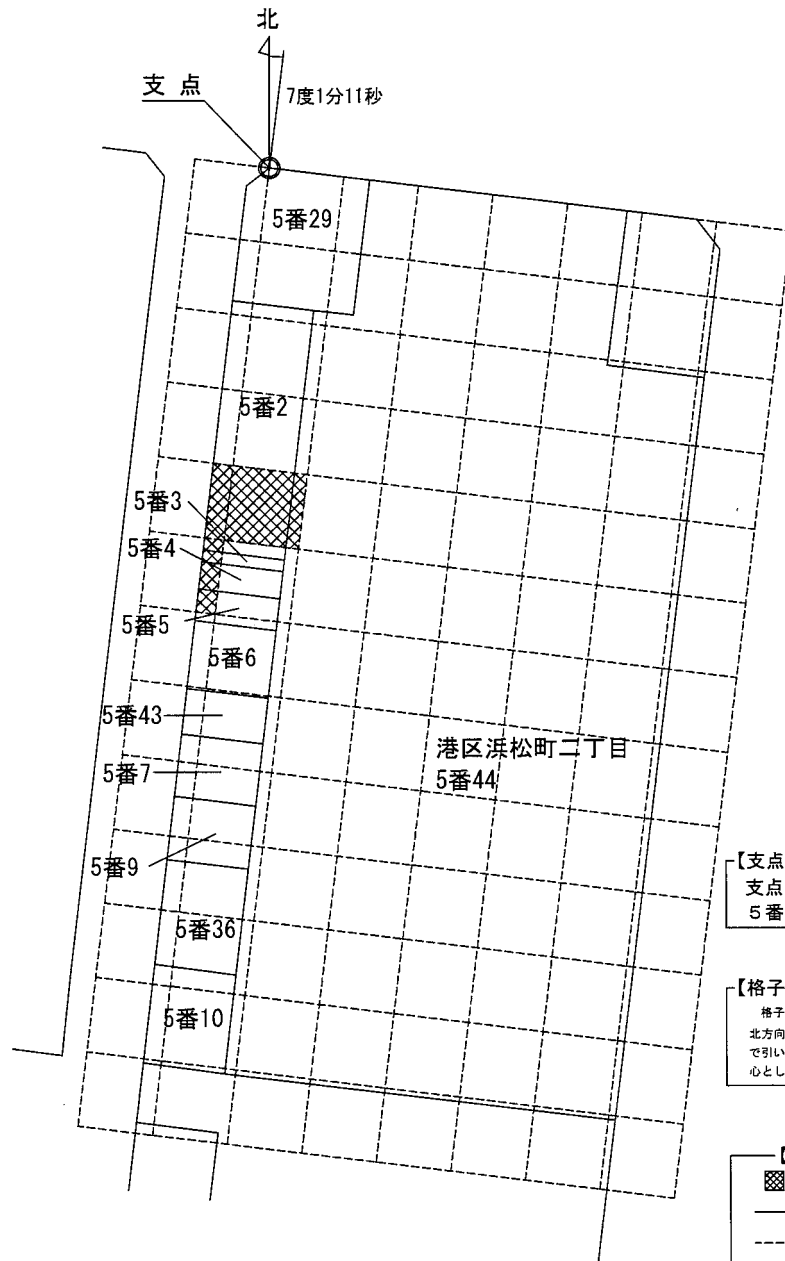
平成二十七年十月二日

東京都知事 外 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり（港区浜松町二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



【支 点】
支 点 は、港 区 浜 松 町 二 丁 目
5 番 29 の 最 北 端 と す る。

【格子の回転角度（7度 1分11秒）】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転した角度を示す。

【凡 例】
⊗：指定を解除する区域
—：筆境界
---：単位区画
□：調査対象地

●東京都告示第四百九十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年十月二日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
あきる野市戸倉字盆堀日影清水二〇三四番・二〇四六番一(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)、字久保川原二二七二番(次の図に示す部分に限る。)、字日向峯二二二一及び二二二九番(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)、二二二〇番、字坂沢二二三三番・二二三六番・二二三九番・二三四五番(以上四筆について、次の図に示す部分に限る。)、二三四〇番、二三四七番、字坂沢西ノ谷戸二二七一・二二三八番・二二八五番(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)、二三五一番、二三五二番一、字刈寄谷二二九八番・二四〇〇番二・二四〇六番一及び五・二四〇八番・二四〇九番一及び二(以上七筆について、次の図に示す部分に限る。)、字盆堀谷千ヶ沢二四二三番・二四二四番三(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種の次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及びあきる野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 西多摩郡檜原村字数馬六九八九番から六九九一番まで、字南郷五九七四番一、六一六八番、六一六九番、六一七〇番一、六一七一番一及び二、六一七三番から六一七八番まで、六一八〇番及び六二二三番

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種の次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び檜原村役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 西多摩郡奥多摩町境字水根一一一八番一・一一一九番一・一一二四番(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)、字栃寄五七七番一・五八八番一・五九〇番三・六六二番一(以上四筆について、次の図に示す部分に限る。)、五八六番、五八七番一、五八九番、五九〇番一、六六一番一、同番口、字大むかい一二九番一(次の図に示す部分に限る。)、同番二、字さかい三三三番二・同番四・三三四番一・三三九番一(以上四筆について、次の図に示す部分に限る。)、氷川字長澤六四五番(次の図に示す部分に限る。)、日原字小菅二八一番一、二八二番一、字大澤二四五番、字一原九七一番・九七六番(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)、白丸字むかい三六〇番一・三六一番一・三六九番・三七〇番(以上四筆について、次の図に示す部分に限る。)、丹三郎字峯沢二〇七番・二一一番・二一二番(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)、字大平九九番一・一〇四番(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)、大丹波字八桑九二五番・九二六番・九二九番(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)、八八〇番、九二七番、九二八番及び川井字丹繩三八番

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001